

介護事業経営実態調査等の見直しについて（案）

社会保障審議会介護給付費分科会
平成 年 月 日

介護事業経営実態調査及び介護事業経営概況調査（以下「介護事業経営実態調査等」という。）は、各介護サービスの費用等についての実態を明らかにし、介護報酬設定のための基礎資料を得ることを目的として実施するものであるが、今後の介護報酬改定に向けて、より正確に実態を把握する観点から、以下の見直しを行う。

なお、平成 29 年 4 月に消費税率の 10%への引上げが予定されていることから、平成 28 年度介護事業経営概況調査の結果は、介護サービスにおける消費税率引上げへの対応の検討に際して適宜活用する。

1. 調査対象期間等について

- 介護事業経営実態調査については、単月の調査では、季節変動や特殊要因の影響を受ける可能性がある一方、調査対象期間を 1 年分とすれば、決算値を利用でき、数値の正確性が高まることから、改定後 2 年目の 1 年分の収支等の状況を調査する。
- また、介護事業経営概況調査については、介護報酬改定の前後の年における収支等の状況を比較することにより改定の影響を把握する観点から、改定前後の 2 年分の収支等の状況を把握する。
- なお、両調査の調査客体を一致させることは行わないこととする。

2. 追加調査項目等について

- 介護サービスを担う法人においては、借り入れ等を利用して経営を行っている場合もあり、介護報酬改定の検討の際の参考として、建物等の取得に当たって相当程度の投資が見込まれる介護サービス（※）を対象として、記入者負担に配慮しつつ、必要最小限の調査項目を追加する観点から、長期借入金返済支出を新たに把握する。

※介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、看護小規模多機能型居宅介護

- 現行の介護事業経営実態調査等では、税引前の収支差率の他、各介護サービスごとの法人税等の額を調査し、税引後の収支差率も把握しているが、その時々の税制の在り方を前提としつつ、介護報酬改定の検討の際の参考として、調査結果を公表する際には、税引前の収支差率に併せて、税引後の収支差率も記載する。
- 国庫補助金等特別積立金取崩額の取扱いについて、収支差率の算出の方法は、現行のとおりとしつつ、平成27年度から全ての社会福祉法人が新たな会計基準に移行することも踏まえ、介護事業経営実態調査等において記載する項目を「介護事業収益」から「介護事業費用」（この場合、控除額として計上）に移行する。

3. その他

- 施設・居住系サービスの収支等における介護報酬以外のものの取扱いについては、現行の取扱いを継続しつつ、今後、費用の適切な按分方法について調査研究等を行うことを検討する。
- 介護事業経営実態調査等の回収率や有効回答率を上げる取組として、前回の調査において、母集団が小さく全数調査をしたにもかかわらず有効回答数が少なかった介護サービスや記入不備が多くみられた調査項目等を中心更なる改善を図る。